

# カーボンレポート

## 東京都低炭素ビル実績表示

この書面は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく「地球温暖化対策報告書」(都内の中小規模事業所を対象)により東京都に報告したCO<sub>2</sub>排出量の実績等を、地球温暖化対策指針に基づいて表示するものです。

No.A0861-0674

報告書提出  
事業者名

三菱UFJ信託銀行株式会社

事業所名

JMFビル銀座中央通り01

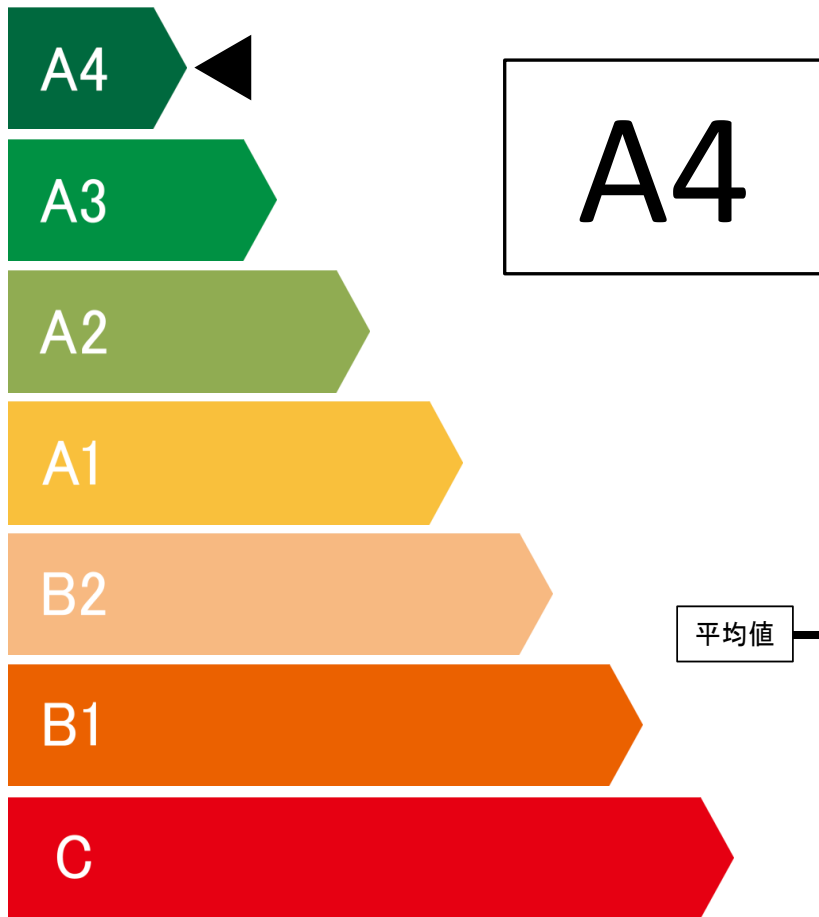
住所

中央区銀座2-6-16



実績年度	年間CO <sub>2</sub> 排出量	延床面積	CO <sub>2</sub> 排出原単位 (延床面積当たりの年間CO <sub>2</sub> 排出量)	主たる用途
2020年	384 t	4353.31 m <sup>2</sup>	87.9 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	複合施設

### ベンチマーク区分:テナントビル(商業複合系、中規模)



ベンチマーク レンジ	CO <sub>2</sub> 排出原単位 (kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> )の範囲
A4	~ 96.2
A3+	96.2 ~ 104.9
A3	104.9 ~ 113.7
A3-	113.7 ~ 122.4
A2+	122.4 ~ 131.1
A2	131.1 ~ 139.9
A2-	139.9 ~ 148.6
A1+	148.6 ~ 157.4
A1	157.4 ~ 166.1
A1-	166.1 ~ 174.8
B2+	174.8 ~ 183.6
B2	183.6 ~ 192.3
B2-	192.3 ~ 201.1
B1	201.1 ~ 262.2
C	262.2 ~

※ベンチマークは、都内の中小規模事業所のCO<sub>2</sub>排出水準(CO<sub>2</sub>排出原単位の水準)を15段階で示す指標です。(詳細は、『自己評価指標(ベンチマーク)解説書』(東京都環境局発行)を参照)

※CO<sub>2</sub>排出水準は、ビル側の地球温暖化の対策の推進状況だけでなく、ビルの稼働状況や入居者の取組等の影響を含むものです。

※本書面の記載内容は、第三者の検証を受けたものとは限りません。また、報告書提出事業者の事業所範囲についての内容であるため、区分所有等の場合、基本的にビル全体の内容と一致しません。共有の場合は、持分割合に応じたものとなっています。

◆ 地球温暖化対策の実施状況

	重点対策	その他対策
	対策名	対策名
組織体制の整備	テナントにエネルギー使用量提供	テナントへの温暖化対策協力依頼
		ビル全体の推進体制の整備
		使用量に応じた料金体系等の採用
エネルギー等の使用状況の把握	自ら入手可能な情報に基づく把握	過去のデータによる傾向の把握
	エネルギー使用量の前年度比較	
運用対策	空室・不在時等のこまめな消灯	温湿度の適正管理
	空室・不在時等の空調停止	外灯等の点灯時間の季節別管理
	事務用機器を省エネモードに設定	季節に応じた温度設定の見直し
		バックヤードのこまめな消灯
設備保守対策	ランプ等の定期的な清掃・交換	換気フィルターの清掃・点検
	中央熱源機器等の定期点検の実施	
	空調フィルターの清掃・点検	
設備導入対策	高効率照明ランプの採用(屋内)	高効率照明ランプの採用(屋外)
	高効率照明器具の採用(屋内)	全熱交換器の導入
	高効率パッケージの採用	更新に合わせた高効率機器の採用

上記は、本事業所が実績年度に実施した対策です。

◆ 補足説明(自由記入)

◆ 注記

ビルのCO<sub>2</sub>排出原単位(延床面積当りの年間CO<sub>2</sub>排出量)は、ビルの断熱性能、設備・機器のエネルギー効率及び運用・保守管理状況を、総合的に示すビルの省エネルギー指標です。東京都が提供するベンチマークは、中小ビルのCO<sub>2</sub>排出原単位の平均値を用途別・規模別に示しており、その平均値から個々のビルのCO<sub>2</sub>排出原単位がどの程度離れているかをみることで、当該ビルの低炭素レベル(省エネ性能)を評価することができます。

なお、ビルのCO<sub>2</sub>排出原単位は、空室率、駐車場や電算室の有無、稼働時間、入居テナントの種類や入居テナントのエネルギーの使い方等によっても影響を受けます。ベンチマークは、こうした様々な要因も包含した平均値を示していますが、省エネの取組以外の要因が著しく大きい等の場合、評価者は、これらの要因がどの程度、CO<sub>2</sub>排出原単位に影響を与えているかを考慮する必要があります。詳細は、『自己評価指標(ベンチマーク)解説書』(東京都環境局発行)をご参照ください。